

# 蒲郡市小中学校PTA連絡協議会会則の一部改正について

## 1 見直しの理由

- ・ジェンダー平等の観点から、性別を限定した役員の選出を改める。
- ・県P連・三河P連の会則改正を受け、新たな役職を設ける。

県P連は令和4年度総会（R4.6.15）で、三河P連は臨時総会（R4.11.8）で、それぞれの会則を改正。「母親代表」の名称を「家庭教育委員」（性別を問わない）と改めた。

## 2 見直しの内容

- ・「父」「母」を「保護者」という表現に改める。
- ・「家庭教育委員」という役職を新設する（役員を増やすのではなく、副会長の一人が兼務する）。

## 3 会則の改正箇所

### 第4条（会員）

#### 【改正前】

本会の会員は、本会の目的に賛同する市内各小中学校の代表者とする。  
代表者は原則として各単位PTA会長、副会長（父1、母1）、各学校長とする。  
また、本会の目的に賛同する市内各小中学校単位PTAは、本会の加入団体となる。



#### 【改正後】

代表者は原則として各単位PTA会長、副会長（保護者2）、各学校長とする。

### 第6条（役員）

#### 【改正前】

本会は、下記の定める役員を置く。役員は、総会において会員の中から選出する。ただし、会長が必要と認めた場合には、役員会の承認を得て、下記以外にも特別な役員を置く事ができる。

会 長	1名（父または母 1）
副会長	3名（父1、母1、教師1）
書 記	4名（父1、母1、教師2）
会 計	3名（父1、母1、教師1）
会計監査	3名（父1、母1、教師1）



#### 【改正後】

会 長	1名（保護者1）
副会長	3名（保護者2、教師1）
書 記	4名（保護者2、教師2）
会 計	3名（保護者2、教師1）
会計監査	3名（保護者2、教師1）
家庭教育委員	1名（副会長（保護者）のうち1名が兼務）

## 第9条（会議）

### 【改正前】

本会の会議には、総会、役員会があり、その全てを会長が招集する。

- 1 総会は、全会員（父母 60、教師 20）をもって構成し、その3分の2以上の出席（委任状を含む）にて成立する。



### 【改正後】

- 1 総会は、全会員（保護者 60、教師 20）をもって構成し、その3分の2以上の出席（委任状を含む）にて成立する。

## 付則の追加

- 8 本会則は、令和6年4月1日より一部改定して適用する。